

資金不足比率計算書

(算式)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(説明)

(単位：千円)

1 水道事業会計		H27年度 ①	H28年度 ②	増減 (②-①)
資金の不足額	流動負債の額 a	338,538	269,154	-69,384
	流動資産の額 b	1,129,204	957,878	-171,326
	差 引 (b-a)	790,666	688,724	-101,942
事業の規模	営業収益の額 c	1,074,567	1,127,036	52,469
	受託工事収益の額 d	1,296	1,559	263
	差 引 (c-d)	1,073,271	1,125,477	52,206
資金不足比率 (%)		-73.7	-61.2	12.5
経営健全化基準 (%)		20.0	20.0	

備考

- 1 資金に剰余金が発生している場合は、「資金の不足額」の「差引き」欄は負の値となります。
(「増減」の欄を除く)
- 2 事業の規模は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定に基づき算定しています。

(単位：千円)

2 下水道事業会計		H27年度 ①	H28年度 ②	増減 (②-①)
資金の不足額	流動負債の額 a	203,777	220,607	16,830
	流動資産の額 b	305,529	364,247	58,718
	差 引 (b-a)	101,752	143,640	41,888
事業の規模	営業収益の額 c	1,204,213	1,207,655	3,442
	受託工事収益の額 d	0	0	0
	差 引 (c-d)	1,204,213	1,207,655	3,442
資金不足比率 (%)		-8.4	-11.9	-3.5
経営健全化基準 (%)		20.0	20.0	

備考

- 1 資金に剰余金が発生している場合は、「資金の不足額」の「差引き」欄は負の値となります。
(「増減」の欄を除く)
- 2 事業の規模は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定に基づき算定しています。